

沿岸広域振興局長告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和 7 年 3 月 28 日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311000053	指定就労移行支援事業所「あすなろホーム」	陸前高田市高田町字東和野37番地 1	令和 7 年 3 月 31 日